

上田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和7年2月17日

上田市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

上田市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地等の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、市の中山間地では、農業従事者の高齢化による離農の増加や、少子化による後継者不足、また、農業による採算性の厳しさ等から遊休農地の発生増加が懸念されているため、その発生防止・解消に努めていく必要がある。また、平地においては土地利用型の稲作が行われていることから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて、農地中間管理事業を積極的に活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、上田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項の規定する長野県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する上田市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく上田市ホームページで公表する「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

遊休農地の解消目標は、管内の農地面積を、耕地及び作付面積統計における耕地面積と利用状況調査（農地法第30条第1項の規定による農地の利用の状況についての調査を

いう。

以下同じ。)により把握した遊休農地(同法第32条第1項第1号にいう農地)の合計面積として定める。

	管内の農地面積(A) 【(B)の遊休農地面積を含む】	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和6年3月)	5,180ha	364.4ha	7.03%
3年後の目標 (令和9年3月)	5,126ha	357ha	6.96%
目 標 (令和11年3月)	5,091ha	351ha	6.89%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」を更新のうえ反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構等への貸付け手続きを行う。

③ 農地の明確化(非農地判断)について

- 利用状況調査によって再生利用が困難とされた農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 多面的機能支払交付金事業の活用について

- 農村地域の過疎化や高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動で支えられてきた水路や農道等の保安全管理が十分に行われなくなりつつあり、このような耕作条件の悪化も遊休農地発生の原因の一つとなっている。このため、農業を支える共用の設備を維持管理するために、地域で実施する共同作業に支払われる多面的機能支払交付金が活

用されるよう、各地域での実践活動や会議に積極的に参加し、更なる事業の推進を図る。

⑤ 有害鳥獣対策について

- 度重なる有害鳥獣による農作物被害も遊休農地の発生・増加の一因であると思われる。
このため、上田市有害鳥獣駆除対策協議会の活動を通じて防止柵設置や緩衝帯整備等、農作物被害防止対策を支援する。

⑥ 畦畔草刈り省力化対策への取り組みについて

- 中山間地等においては畦畔の草刈りに多くの時間と労力を費やしているが、高齢化等に伴う安全面の懸念により保全が困難となり、耕作放棄地の増加の一因となっている。
このため、他地域の取り組み状況を積極的に収集するとともに有効な対策を検討する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

担い手への農地利用集積目標は、管内の農地面積を、耕地及び作付面積統計における耕地面積として、農地利用集積面積を、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）に基づき定める。

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和6年3月)	5,180ha	1,957.0ha	37.8%
3年後の目標 (令和9年3月)	5,126ha	2,312.9ha	45.1%
目 標 (令和11年3月)	5,091ha	2,545.5ha	50%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の実施・見直しについて

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、「地域計画」の実施と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農業振興地域内等の農地につ

いて、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）利用権の設定期間が満了する農地等について情報を収集し、「地域計画」の実施・見直しに関与するとともに、農地中間管理事業等の活用を検討など、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の更新を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化を進めるとともに、各種情報提供等により新規参入の受入れを支援するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（３）担い手への農地の利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３ 新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

新規参入の促進目標は、新規参入者を農地の権利移動を伴う新規参入の経営体数（個人・法人）として定める。

	新規参入者数（個人・法人※１） （新規参入者取得面積 利用権の設定を含む）
現 状 （令和6年3月）	29経営体 （36.47ha）
3年後の目標 （令和9年3月）	47経営体 （60.77ha）
目 標 （令和11年3月）	59経営体 （76.97ha）

※1…農地所有適格法人

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 長野県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人※1を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 農地相談会等の開催について

- 農業委員や推進委員が農地相談会等で新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を構築する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）に対して、農地や住宅等の紹介や斡旋など受入条件の調整を図るとともに、経営の状況や農地に関する要望等の情報収集と、その情報に基づいたサポートを行う。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

上田市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、上田市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力